

広域避難調整・広域避難所運営マニュアル

令和8年3月

山 口 県

【 目 次 】

1	広域避難基本方針	1
2	基本的な考え方	3
3	広域避難所の想定避難者（対象者）	3
4	広域避難調整	3
5	広域避難所の候補施設	5
6	広域避難所の開設時	6
7	広域避難所の運営時	8
8	広域避難所の開設・運営において想定される業務（時系列整理）	13
9	要配慮者の受入に係る課題と対策	14
10	広域避難所運営における留意事項等	14
11	指定管理者の負担軽減及び補償に関する考え方	16
12	県直営から委託運営への移行	16
13	平時からの取組	16
14	経費の負担	18

1 広域避難基本方針

1 目的

本方針は、山口県が行う大規模災害対策のうち、市町を越えて避難を行う「広域避難」について、被災住民の生命・身体の保護及び居住の確保を実施するため、各市町と県が緊密に連携し、県下一体となって広域避難を実施する体制を整備することを目的とする。

2 広域避難（広域一時滞在）

発災時に、県内で被災した住民の生命・身体を災害から保護し、または居住の場を確保することが困難な場合に、県内外の他の市町村区域で一時的に滞在できるように設けられた仕組みである。

広域避難は以下の2種類があり、まずは、「県内広域避難」の体制を整備し、県外広域避難については、その後検討する。

- (1) 県内広域避難 … 同一県内の被災市町から他の市町に避難するもの。
- (2) 県外広域避難 … 県内の被災市町から県外の他の市町に避難するもの。

3 想定避難者（対象者）

- (1) 一次避難先のない要配慮者(※)及びその家族
 - (2) 被災市町内の避難所に収容しきれない避難者
 - (3) 避難所での生活が困難な要配慮者で、福祉避難所等への二次避難調整ができていない者及びその家族
- (※)高齢者、障害者、乳幼児等の防災対策において、特に配慮を要する方のこと。

4 広域避難の実施

(1) 広域避難調整

被災市町から、他市町の避難所への避難に当たっては、主として県が広域避難調整を実施する。

①要件

- ・原則、県災害対策本部が設置されており、かつ、災害救助法が適用されるなどの大規模災害が発生していること。

②運用方法

- ・被災市町の要請に基づき、県が他市町と調整の上、実施する。
※緊急性が高い場合は、直接、被災市町から県内他市町へ要請し対応する。
- ・広域避難においては、まず、「広域避難調整」を実施の上、広域避難所の開設等を検討する。

(2) 広域避難所の開設

県が広域避難所を開設の上、避難者を収容し、二次避難へのマッチングを実施する。

①要件

- ・原則、県災害対策本部が設置され、災害救助法が適用されるなどの大規模災害が県内で発生している場合で、県内広域避難調整が困難（被災市町と他市町における避難所での収容が困難）であること。

②運用方法

- ・被災市町の要請に基づき、県が開設を検討する。
- ・被災市町は、広域避難が必要となる情報（人数、性別、健康状態、援護の要否、居住地等）を把握し、県災害対策本部へ提供する。

③広域避難所の機能（役割）

- ・要配慮者等や被災市町内の避難所に収容しきれない避難者の生活環境の確保
- ・二次避難所等へのマッチングの支援

※二次避難所とは … 一次避難所(学校やコミュニティセンター等)での中長期生活が困難と判断された「要配慮者」を受け入れるホテル・旅館、福祉施設等の避難所

④開設可否の判断基準

- ・ライフラインの被害がない施設
- ・被災市町から近い施設

2 基本的な考え方

- (1) 本マニュアルは、災害対策基本法、山口県地域防災計画及び広域避難基本方針に定める広域避難が円滑に実施できるよう、広域避難調整や広域避難所の開設・運営に当たっての運営体制を構築するとともに、連絡・調整方法や役割分担の明確化など、県及び市町における具体的な取組内容を整理することを目的に作成したものである。
- (2) 大規模災害発生時には、被災市町における避難所の収容能力を大きく超える避難者が発生し、また、要配慮者については、被災地域内で安全な避難先を確保することが困難となる場合が想定される。このため、県は、市町と連携しつつ、市町を越えて避難を行う広域避難調整を実施するとともに、二次避難の中継拠点として、県直営による「広域避難所」を開設・運営を検討する。
- (3) 広域避難所は、次に掲げる機能を有するものとし、長期化する避難生活の負担軽減と、被災地域の早期復旧・復興に資することを目的とする。
 - ア 被災市町内の避難所に収容しきれない避難者や、一次避難所での生活継続が困難な要配慮者に対し、一定期間、良好な生活環境を確保する機能
 - イ 被災者の属性・ニーズを把握し、福祉施設、ホテル・旅館等の二次避難先へ円滑にマッチングする中継機能

3 広域避難所の想定避難者（対象者）

広域避難基本方針で定めるとおり、広域避難所の想定避難者は以下のとおり。

- (1) 一次避難先のない要配慮者(※)及びその家族
- (2) 被災市町内の避難所に収容しきれない避難者
- (3) 避難所での生活が困難な要配慮者で、福祉避難所等への二次避難調整ができていない者及びその家族

(※)高齢者、障害者、乳幼児等の防災対策において、特に配慮を要する方のこと。

4 広域避難調整

- (1) 被災市町による県内広域避難の意向確認・検討
 - 被災市町は、被災市町内での避難者対応が困難となり、広域避難が必要であると認める場合で、広域避難基本方針で定める要件を満たすときに、広域避難先の選定及び検討を行う。

- 被災市町から他市町の避難所への避難が必要となる場合、広域避難調整は主として県が担うため、広域避難が必要な場合には県へ要請を行う。
- ただし、緊急性が高い場合は、直接被災市町から県内他市町へ、広域避難を要請する。

[広域避難基本方針の要件]

原則、県災害対策本部が設置されており、かつ、災害救助法が適用されるなどの大規模災害が発生していること。

(2) 被災市町との広域避難の協議

- 被災市町は、広域避難の必要性に関する協議依頼書を県に提出し、広域避難の実施について協議を行う。
- 協議依頼書には、次の事項を記載するものとする。
 - ・ 広域避難を必要とする理由
 - ・ 広域避難の実施予定期間
 - ・ 広域避難の避難想定者数
 - ・ 広域避難所への移動手段
 - ・ 受入に際しての要望内容等

(3) 県による広域避難調整

- 県は、協議依頼書の提出を受けた後、被災市町の近隣市町に対し、広域避難所の開設若しくは既に開設している避難所での受入に係る調整を行う。
- 近隣市町が広域避難の受入を行う場合、県は、主に避難者の移送調整及び二次避難調整に係る対応を行う。
- また、広域避難所の運営は、被災市町が担うものとするが、「山口県及び市町相互間の災害時応援協定書」に基づき、運営に必要な人員等については、県及び県内市町が連携して確保・派遣する。なお、人員の確保・派遣に当たっては、県において、他県応援職員の活用等についても検討する。
- なお、近隣市町での受入が困難な場合には、県において広域避難所を開設することについて検討する。

(4) 広域避難調整結果の通知

- 県は、受入先の広域避難所が決定した後、被災市町に対して調整結果を通知する。

(5) 予定期間の延長等

- 被災市町は、当初予定していた広域避難期間の延長が必要となった場合には、事情及び延長後の期間等を記載した延長申出書を県に提出する。
- 県は、上記の延長申出書の提出を受けた後、延長の可否について検討及び調整を行い、その結果を被災市町に通知する。

(6) 広域避難の終了手続き

- 被災市町は、被災市町内における避難所での受入や二次避難先の確保など、広域避難の必要性がなくなった場合や、予定期間より短縮して終了する場合には、広域避難終了申出書を県に提出する。
- 県は、上記の終了申出書の提出を受けた後、広域避難所の閉鎖日や広域避難の終了日について検討及び調整を行い、その結果を被災市町に通知する。

5 広域避難所の候補施設

(1) 開設の考え方

広域避難所については、候補施設のうち、開設の判断基準を満たすものの中から、開設を検討する。

[広域避難所の候補施設]

- ①山口県立下関武道館（下関市大字富任字小迫 198-17）
- ②維新百年記念公園（山口市維新公園 4 丁目 1 番 1 号）
- ③山口県スポーツ交流村（光市光井 2 丁目 19-2）
- ④萩ウェルネスパーク（萩市大字椿字霧口 73 番地 7）

※候補施設：広域避難所の指定は防災会議で行うことから、指定までの間は、候補施設という。

[開設の判断基準]

- ア ライフライン設備が問題なく、使用可能であること。
- イ 十分な床面積及び共用スペース（トイレ、浴室、食事スペース等）を有し、プライバシーや衛生環境に配慮したレイアウトが可能であること。
- ウ 被災地域の周辺であり、移送及び物資輸送が容易であること。
- エ 指定管理者等との協議により、災害時における広域避難所としての活用の協議・調整が整うこと。

(2) 収容可能避難者数

候補施設の収容可能避難者数については、下表のとおり整理する。

施設名	収容可能避難者数（上限値）
山口県立下関武道館	150人（うち、要配慮者用：120人）
維新百年記念公園	206人（うち、要配慮者用：80人）
山口県スポーツ交流村	208人（うち、要配慮者用：48人）
萩ウェルネスパーク	72人

※比較的小規模な萩ウェルネスパークを除く、3施設で要配慮者を受入予定

※広域避難所への避難については、要配慮者を優先する。

※1施設での収容可能人数を超える場合は、複数の県広域避難所の開設を検討

※令和8年6月を目途に、上記4施設を広域避難所として指定する予定

※指定後も、広域避難所の追加指定を検討

（3）広域輸送拠点等との住み分け

維新百年記念公園、下関武道館では、広域輸送拠点等にも指定されているため、広域避難所との住み分けが必要

ア 当該施設が被災地周辺の場合

- ・広域輸送拠点等として活用
- ・その他スペースで、広域避難所の開設・運営を検討
- ※この場合、より広い面積が必要な要配慮者だと収容人数が少ないため、要配慮者以外の一般避難者の受入を想定

イ 当該施設が被災地から離れている場合

- ・広域輸送拠点としての活用はしない。
- ※被災地から離れた場所に広域輸送拠点を開設することは非効率である。

6 広域避難所の開設時

（1）開設方針の決定

- 被災市町の防災担当と調整し、広域避難所の開設に必要な情報を収集する。これらの情報を踏まえ、県運営の広域避難所を開設する必要がある場合で、広域避難基本方針で定める要件を満たすときに、災害対策本部に諮り、災害対策本部長（知事）の判断を仰ぐ。
- 開設することが決定された場合は、速やかに被災市町等に情報共有を行い、協力体制の構築を図る。

- 被災市町防災担当及び現地に派遣している県リエゾンと連携し、被災者生活再建支援システムを活用して、広域避難の対象となる被災者の選定を行うとともに、広域避難所の開設準備に速やかに着手する。
- 県リエゾンは、被災市町が行う広域避難者に関する被災者生活再建支援システムの入力作業について、被災市町の負担軽減を図りつつ、連携しながら対応する。

[広域避難基本方針の要件]

原則、県災害対策本部が設置され、災害救助法が適用されるなどの大規模災害が県内で発生している場合で、県内広域避難調整が困難（被災市町と他市町における避難所での収容が困難）であること。

(2) 開設に必要な資機材の調達

- 各県民局等に備蓄している避難所開設に必要な資機材一式（簡易ベッド、テント式パーティション、スポットクーラー等）を広域避難所へ運搬する。
- 備蓄資機材以外の消耗品や食料品等については、発災時の連携協定を締結している事業者に対し、流通備蓄による調達を速やかに依頼する。また、店舗に在庫があり運搬に日数を要する場合は、職員を現地に急行させ、必要物資を直接広域避難所へ搬送する。
- 運搬に当たっては、運搬に使用する公用車等車両の手配を行う。
- 搬送作業に必要な人員を確保する。

(3) 広域避難所の会場設営

- 資機材の調達・搬送と並行して、会場設営に必要な準備を進める。特に簡易ベッドやスポットクーラーなど重量物を設置する際には、床面の損傷を防ぐため養生を適切に行う必要がある。
- 養生方法の確認や、養生用シートの各広域避難所における保有状況を把握しておく。
- 資機材・消耗品・食料品等の確保と並行し、広域避難所の設営を実施する。なお、食料品や飲料水の保管場所は床面荷重が大きくなるため、十分に配慮した養生を行う。
- 設営作業に必要な人員を確保する。

(4) 避難者の移送

- 公用車やバスを活用し、広域避難の対象となる避難者を、避難先から広域避難所まで移送するための手配を行う。また、自家用車で移動が可能な避難者については、自家用車により広域避難所へ移動してもらう。

- 移送に当たっては、移送に伴う体調変化に適切に対応するため、健康管理等を実施する。

(5) 避難所の運営スタッフの確保

- 「広域避難所の運営体制」で定める必要人員を確保するため、県や市町の関係各課との調整を行うとともに、保健・医療・福祉など専門的知見を有する人材を手配する。

7 広域避難所の運営時

広域避難所の運営に当たっては、円滑な運営と避難者の安全・健康の確保を図るため、次の6つの班による役割分担を明確にした運営体制を構築する。

(1) 総務班

[概要]

- ・ 広域避難所運営の総括部門として、県災害対策本部や被災市町との連絡調整を行うとともに、避難所全体の運営管理、情報管理、物資管理など、運営の中核となる機能を担う。

[業務内容]

①避難所運営の総合調整

- ・ 県災害対策本部、被災市町、防災関係機関との連絡調整
- ・ 運営本部会議の開催・記録作成・周知徹底
- ・ 各班代表との意見交換および会議の実施
- ・ 避難所内ルール（ゾーニング、静粛時間、防犯ルール等）の策定・周知

②避難者受付・情報管理

- ・ 避難者の受入・誘導
- ・ 避難者カードの配布・回収、名簿の作成・管理
- ・ 郵便物取次、問い合わせ対応

③情報収集・発信

- ・ 被災状況、交通、ライフライン等の外部情報の収集
- ・ 避難所内外への情報発信（掲示板、アナウンス等）
- ・ 案内表示・掲示物の統一管理
- ・ マスコミ対応

④設備・安全管理

- ・ライフラインの調査・確保
- ・危険箇所の点検と対応
- ・防火・防犯対策、夜間巡回
- ・冷暖房の管理

⑤物資調達・管理

- ・備蓄物資および調達物資の受入・在庫管理
- ・配付調整、炊き出し調整

⑥避難者受入調整

- ・被災者生活再建支援システムを活用した情報把握
- ・被災市町と連携した新規受入調整

⑦引継・閉鎖事務

- ・委託事業者への運営引継の整理
- ・避難所引継・閉鎖に向けての記録整理
- ・職員日誌、物資管理簿、トラブル事例等の整理・保管

(2) 保健・医療・福祉班

[概要]

- ・要配慮者を含む全避難者の健康状態の把握、医療的ケア、介護支援、感染症対策を行い、避難生活中の健康悪化や災害関連死を防ぐ役割を担う。
- ・併せて、DMAT、JMAT、DHEAT、DPAT、DWAT、災害支援ナース等の関係機関との調整を行うことで、必要な保健・医療・福祉の提供等を円滑に実施できる体制を確保する。

※DMAT … 災害派遣医療チーム

※JMAT … 日本医師会災害医療チーム

※DHEAT … 災害時健康危機管理支援チーム

※DPAT … 災害派遣精神医療チーム

※DWAT … 災害派遣福祉チーム

[業務内容]

①健康管理、医療・福祉支援

- ・ 病人・けが人への応急対応
- ・ 医療機関との連携及び必要な搬送調整
- ・ 服薬管理の支援（不足薬の確認・手配調整）
- ・ 健康観察（体調聞き取り、検温など）
- ・ 脱水・エコノミー症候群予防のための運動・水分摂取の声かけ

②要配慮者への支援

- ・ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の特性に応じた支援
- ・ 生活上の配慮事項の確認・対応
- ・ 要配慮者に対する食事や生活環境面における支援
- ・ 介助・見守り体制の調整
- ・ 介護ニーズの把握、介護職員等との連携
- ・ 食事・衛生面での特別配慮

③健康悪化防止（災害関連死対策）

- ・ 誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア支援
- ・ 生活不活発病の予防に向けた声かけ・環境調整
- ・ 持病悪化防止（血圧、血糖管理等の観察）

④感染症対策

- ・ 発熱者のゾーニング、簡易診療スペースの調整
- ・ 換気、消毒、手指衛生の徹底
- ・ 感染疑い事案の早期把握と諸対応（衛生班と連携）

⑤心のケア

- ・ 精神的ショック、ストレスへの相談対応
- ・ DPAT 等との連携

⑥医療・福祉資源の調整

- ・ 医師や看護師、介護士、薬剤師など専門職の業務内容の調整
- ・ 不足する医療資機材の調達（総務班と連携）

（3）衛生班

[概要]

- ・避難所内の生活環境および衛生状態を良好に維持するため、清掃、廃棄物処理、入浴・洗濯環境の整備、感染症リスク低減等の業務を行う。

[業務内容]

①衛生環境の維持管理

- ・トイレ、洗面所、浴室等の清掃・消毒
- ・ゴミの分別・集積・収集事業者との調整
- ・悪臭・害虫対策

②生活環境整備

- ・入浴設備の管理・運用
- ・洗濯スペース、物干し場の整備

③感染症対策（保健・医療・福祉班と連携）

- ・換気の徹底
- ・嘔吐物処理の対応
- ・感染症が疑われる場合の速やかな情報共有

(4) 移送調整班

[概要]

- ・被災市町の避難先から広域避難所への移送、及び広域避難所から二次避難所への移送について、関係機関・事業者と調整し、安全で適切な移送体制を確保する。

[業務内容]

①被災市町からの移送調整（一次移送）

- ・移送に当たって必要な公用車やバス等の手配
- ・乗車場所、ルート、誘導方法の調整
- ・移送に係る健康観察の実施・調整（保健・医療・福祉班と連携）
- ・自家用車による広域避難所への移動調整

②二次避難所への移送調整（二次移送）

- ・公営住宅、福祉避難所等への移送手配
- ・介護タクシー、福祉車両を所有する団体との調整
- ・要介助者の移送方法の検討（保健・医療・福祉班と連携）
- ・自家用車による二次避難所への移動調整

③移送に関する安全管理

- ・体調急変への対応方法の確認
- ・乗車前後の体調確認（保健・医療・福祉班と連携）
- ・乗車・降車時の転倒防止など安全対策の確認

（５）二次避難調整班

[概要]

- ・広域避難所での滞在が長期化しないよう、公営住宅、福祉避難所、旅館・ホテル等の受入可能な施設を確保し、避難者の状況に応じて、適切な二次避難先を調整する。

[業務内容]

①二次避難先の確保・調整

- ・公営住宅、福祉避難所、宿泊施設等の空き情報の把握
- ・協定締結先との受入調整

②避難者ニーズに応じた斡旋

- ・生活状況、健康状態、家族構成、避難先の希望等のヒアリング
- ・高齢者、障害者、乳幼児などの生活特性に応じた二次避難先の選定・調整
- ・医療・介護ニーズを踏まえた二次避難先の選定

③生活支援につなぐ引継ぎ調整

- ・転居後の必要物資（寝具、家具、家電等）の貸与検討（災害救助法の活用）
- ・市町村や関係団体の生活支援に関する案内

（６）職員配置班

- ・各班に必要な人員の確保・配置調整を行うとともに、夜間帯の最小限の配置と緊急時の対応を明確化する。
- ・また、委託事業者による運営までの間、班交代要員の確保や勤務計画の調整を行う。
- ・各班の運営が滞りなく実施できるよう、県職員、県内市町職員及び他県応援職員の確保・派遣等を実施する。

8 広域避難所の開設・運営において想定される業務（時系列整理）

（１）発災直後から 72 時間まで（初動期）

主に、市町防災担当と情報連携を図りつつ、広域避難の要否や規模を調整し、広域避難所の開設判断に必要な情報を収集する。

- ア 被災状況及び市町避難所の収容状況の把握
- イ 広域避難の必要性及び規模の概要把握
- ウ 広域避難調整の検討や被災市町及び近隣市町との調整
- エ 広域避難所開設の要否及び候補施設の選定
- オ 施設管理者等への事前連絡及び開設協議
- カ 必要な物資、備品及び機材の調達要請の検討

（２）発災後 72 時間～10 日まで（立ち上げ期：県直営）

広域避難所の開設が必要と判断された場合、県直営で開設・運営を開始する。

- ア 広域避難所の開設（ゾーニング、資機材の配置等）の実施
- イ 県直営運営体制の編成
- ウ 必要な物資、備品及び機材の調達要請
- エ 避難者の受付、登録及び属性情報の整理
- オ 保健、医療、福祉との連携体制の構築
- カ 食事提供、衛生管理及び清掃体制の確立
- キ 二次避難対象者の抽出、二次避難先の選定及びマッチング準備
- ク 施設管理者と施設利用ルールの確認・調整

（３）発災後 10 日以降（運営初期：委託への移行）

広域避難所の運営が概ね安定し、避難者の移送・生活が落ち着いた段階で、運営業務の委託への移行を実施する。

- ア 広域避難所運営業務委託及び契約手続
- イ 委託事業者への業務引継ぎ及び運営方針の共有
- ウ 避難者の心身の状態把握及びケア情報の共有
- エ 災害ボランティアによる避難者へのケア
- オ 二次避難の本格実施（公営住宅入居、福祉施設入所等）

（４）閉鎖・移行期

二次避難の調整が概ね完了し、広域避難所の利用者が減少してきた段階で、被災市町及び委託事業者と協議しながら、広域避難所の閉鎖を検討する。

- ア 広域避難所の閉鎖方針の決定

- イ 残留避難者への個別相談と移行先の調整
- ウ 施設の原状回復及び損傷状況の確認
- エ 利用料金減収及び施設損傷等に係る補償の検討
- オ 運営記録等の整理及び検証

9 要配慮者の受入に係る課題と対策

(1) 課題

- ・生活支援や医療ケア、介助が必要な人の安全確保とプライバシー保護の難しさ
- ・避難所での感染症リスク増大（高齢者の重症化リスクを含む）
- ・コミュニケーションの困難
- ・移動手段の確保や介護支援の不足
- ・精神的ストレスや認知症患者の対応

(2) 対策

- ・広域避難所内に要配慮者専用スペースを設け、段差解消やバリアフリー環境を確保
- ・医療機関や福祉関係機関と連携し、医療スタッフ・介護スタッフの派遣体制を整備
- ・感染症対策（換気、マスク、手指消毒等）の徹底、特に高齢者や基礎疾患者に配慮
- ・多言語対応スタッフや手話通訳の配置、情報支援体制の強化
- ・福祉避難所へのスムーズな二次避難のための調整強化と情報共有システムの整備
- ・被災者の心理的ケアや認知症対応研修の実施

10 広域避難所運営における留意事項等

(1) 要配慮者への支援

- ・看護師及び介護福祉士等と連携し、要配慮者の健康状態や支援状況等の詳細情報を共有する。
- ・また、入所者や介助者である家族と積極的にコミュニケーションを図り、安心・安全な環境を整備する。
- ・施設に夜間照明が少ないと、高齢者などが夜間にトイレへ行く際などに事故が予想されるため、広域避難所内の適所に照明を設置する。

(2) 交流スペースの設置

- ・コミュニケーションの促進や孤独感の軽減を目的として設置する。
- ・避難者同士、家族、支援スタッフなどと触れ合う場となることで、相互の心の支えになり、よりよい環境づくりに寄与

(3) 娯楽・レクリエーション環境の提供

- ・ストレス軽減と健康増進、コミュニケーションをとる目的で、テレビの設置や毎朝のラジオ体操、散歩グループ、手作り運動会の開催などの機会を設ける。

(4) プライベート空間の確保

- ・より良い生活環境の維持を目的に、パーティションでの仕切りをはじめ、着替えスペースや授乳スペースなど、目的別の空間を整備
- ・特に高齢者向けには室温調整に配慮し、外気温と体感温度にも気を配りながら細かく設定する必要がある。

(5) 感染症対策

- ・感染症発生を想定し、あらかじめ患者を隔離するゾーニング対策をしておく必要がある。

(6) 熱中症等対策

- ・日差しを遮る工夫や冷暖房器具を確保するなど、避難所の温度管理に留意し、熱中症や低体温症を予防する。

(7) ポータブルトイレの設置

- ・高齢者の移動負担軽減とトイレ数の確保による混雑緩和を目的に設置。
高齢者本人の負担軽減と同時に、介護する側の負担軽減にも繋がる。
- ・また、感染症患者とトイレを共有せずに済み、接触からの感染拡大抑止にも効果がる。

(8) 運営従事者の体調への配慮

- ・国からの応援者等が、施設運営の安定期に入ると長時間の気配りや労働による疲労の色が出始めるため、施設内に関係者用の仮眠室の設置を検討する。
- ・よりストレスの少ない避難所運営においては従事者のケアとフォローも重要

11 指定管理者の負担軽減及び補償に関する考え方

広域避難所の開設・運営に伴い、指定管理者に過度な負担が生じることのないよう、以下の点に配慮する。

- (1) 運営に係る光熱水費、清掃費、消耗品費、その他の必要経費については、原則として県が負担する。
- (2) 広域避難所の開設・運営に際し、指定管理者は運営者に対して、施設の利用方法、設備の活用方法、駐車場や車両の進入経路等の説明を行い、側面的な支援を行うものとする。ただし、広域避難所の開設・運営に係る直接的な作業には従事しない。
- (3) 通常営業の休止に伴う利用料金収入の減少については、補償の在り方を検討し、必要に応じて補償を行う。
- (4) 開設・運営に伴う施設・設備の損耗・損傷の修繕経費については、原則として県が負担する。

12 県直営から委託運営への移行

- (1) 発災後 72 時間～10 日までの期間は、広域避難所の開設・運営体制整備の期間と位置付け、県直営により運営を行う。この期間に、避難所運営のルールや、動線・ゾーニングの調整を行うとともに、被災者生活再建支援システムを活用し、避難者情報の把握等を集中的に実施する。
- (2) 発災後 10 日以降は、避難生活の長期化や職員負担の軽減等を踏まえ、必要に応じて民間事業者への運營業務の委託を実施する。委託に当たっては、保健・医療・福祉支援や、防犯対策が適切に実施されるよう、全体調整を行う。

13 平時からの取組

(1) 体制整備

- 広域避難所の開設・運営体制や各部局の役割分担・連携方法を、平時から継続的に確認・検証し、改善を図る。
- 過去の大規模災害での広域避難所・一時滞在施設の課題を踏まえ、運営マニュアルを充実させるとともに、保健・医療・福祉、ボランティア等との協働体制を検討する。
- 広域避難所の県直営で運営する際に、中心となる職員の想定及び業務の流れや体制の事前確認を行う。

- 社会福祉協議会、医師会、薬剤師会、看護協会、介護事業所などとの支援協力体制の整理・確認を行う。

(2) 市町等との情報連携体制

- 県と市町の間で、発災直後の連絡ルートや情報共有手順を平時から整理し、定期的に確認・改善を行う。
- 医療・福祉機関等との連携を強化し、要配慮者に対する支援体制の構築を図る。
- 被災者生活再建支援システムを活用した広域避難調整の研修を実施し、実際の運用に向けた課題の把握やシステム操作力の向上等を図る。

(3) 物資・資機材の整備

- 広域避難所の開設・運営に必要な物資・資機材の種類、数量、確保方法を整理する。
- 特に、長期間の避難生活を想定し、要配慮者の健康維持・ケアに重点を置いた備蓄品（医療用品、介護用品、食料等）の準備や確保方法を検討する。
- 備蓄状況の確認や資機材の更新・補充を計画的に行い、発災時に速やかに搬送・設置できる体制を整備する。

(4) 協定・連携体制の構築

- 広域避難所運営に不可欠な民間事業者との協定締結を検討し、必要に応じて締結を進める。特に、以下に記載する協定締結については、具体的な検討を進める。
 - ア 二次避難先となる旅館・ホテル等との協定
 - イ 一次避難所から広域避難所への移送に必要な輸送事業者との協定
 - ウ 資機材・物資・消耗品の調達に関わる流通事業者との協定
 - エ 入浴施設利用に係る広域避難所周辺の福祉施設との協定
- 二次避難先（旅館・ホテル等）、輸送事業者、流通事業者、福祉施設等との協定内容を整理し、発災時の迅速な連携につなげる。

(5) 二次避難体制の確保

- 旅館・ホテル・福祉施設等との間で、二次避難の受入条件、受入可能人数、必要な支援内容等を事前に調整し、受入体制を確認する。

- 公営住宅への二次避難を円滑に実施するため、入居調整、鍵管理、生活必需品の準備、災害救助法を活用した家具・家電の貸与など、関係部局との連携体制を事前に整える。
- 二次避難の実施に不可欠な輸送手段を確保するため、バス事業者・タクシー事業者・介護タクシー等との連携体制を確認し、発災時の運行手順や連絡方法を整理しておく。

14 経費の負担

- 「山口県及び市町相互間の災害時応援協定書」第6条の規定に基づき、広域避難に要した経費は、原則として、避難元市町の負担とする。
- 避難元市町において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、避難を受け入れた市町又は県は、当該費用を一時繰替支弁する。
- ただし、災害救助法の対象となる経費については、この限りではない。